

# 徳島市地域自主運行バス等運行手引き



平成 29 年 7 月

徳 島 市

## 目 次

はじめに	1
1 地域自主運行バスへの支援	2
2 地域自主運行バスの4原則	3
3 地域自主運行バスを導入するための前提	3
4 地域自主運行バスの導入検討から運行までの流れ	4
5 運行までの手順【7つのステップ】～考え方・注意点～	
○【ステップ1】導入検討の開始	5
○【ステップ2】運行計画の作成と需要調査	6
○【ステップ3】地域の合意形成	9
○【ステップ4】地域公共交通会議での合意・承認	10
○【ステップ5】試験運行に向けた準備及び開始	11
○【ステップ6】本格運行の開始	13
○【ステップ7】運行の継続	14

## はじめに

徳島市の地域公共交通の中心である路線バスは、モータリゼーションの進展や過度なマイカーへの依存、人口の減少などにより、利用者数の減少に歯止めがかからない状況となっています。

一方、市域には鉄道やバス停から離れた公共交通不便地域\*が存在しており、均衡のとれた地域公共交通のため、その減少に取り組んでいく必要があります。

\*公共交通不便地域とは（定義）… 鉄道駅から半径700m以遠、バス停から半径300m以遠の地域

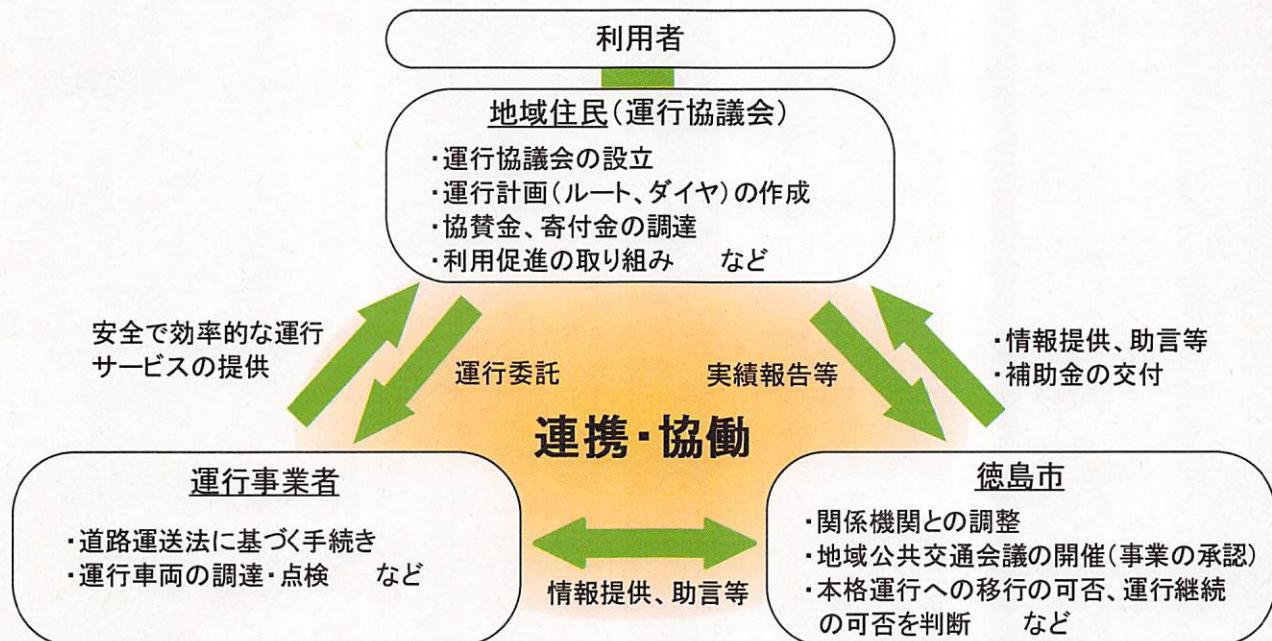
このため、徳島市では、現在、「徳島市地域公共交通総合連携計画（平成22年3月策定・平成26年9月見直し）」に基づき、公共交通の利便性向上による利用促進を図るとともに、持続可能なバスネットワークの構築に向けた事業の推進とさまざまな取り組みを実施しています。

その主な内容としては、市営バス路線の運営を交通局から市長部局が引き継ぎ、運行業務の民間委託を行う市営バス路線再編事業を実施するとともに、地域住民等が運営する地域自主運行バスへの支援などの公共交通不便地域の減少に向けた取り組みを進めています。

将来にわたって路線バス網を維持し、次世代に引き継いでいくためには、地域住民の皆さんのが積極的に路線バスを利用するとともに、地域の交通・地域の移動手段について地域全体で考えていくことが何よりも大切です。

## 1 地域自主運行バスへの支援

地域自主運行バス等は、均衡のとれた利便性の高い公共交通網を実現するため、公共交通不便地域の減少に向けて、地域住民の皆さんが中心となって運営するバス等であり、その運行に向けては、事業計画作成への助言や資金面での助成など、市がサポート（徳島市地域自主運行バス等支援事業）を行い、「地域住民」「運行事業者」「徳島市」の3者が連携・協働して、地域の移動ニーズに合った新たな移動手段の導入を目指すものです。



▲徳島市地域自主運行バス等支援事業における役割分担とイメージ図

この手引きは、公共交通不便地域等に住む皆さんが、徳島市の支援を受けて、地域自主運行バス等を導入・運行しようとするときに、導入検討から運行開始・継続までの手順と、運行の計画・実施等の基準となる考え方・注意点を示すものです。

この手引きを活用し、地域の実情や課題をよく知る地域の皆さん自身が主体となって、地域の実情に応じた利用しやすい移動手段について考えてみませんか。

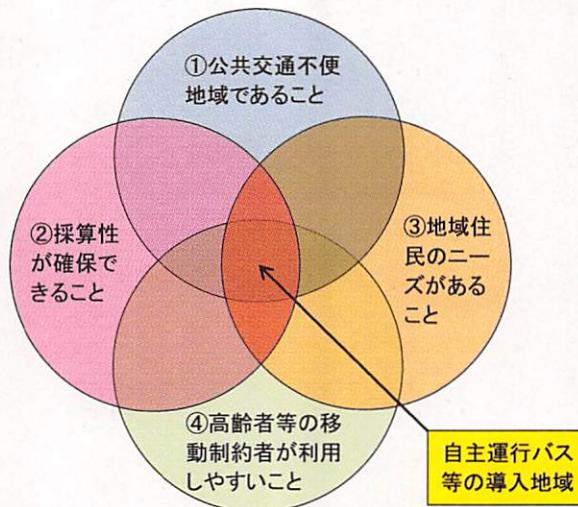
## 2 地域自主運行バスの4原則

地域の生活交通手段の確保と福祉の向上を図ることを目的とする地域自主運行バス等の「運行の原則」は次のとおりです。

導入を検討する場合は、この4原則を踏まえて、運行計画を立案・作成する必要があります。

### 【運行の4原則】

- ①公共交通不便地域であること
- ②採算性が確保できること
- ③地域住民のニーズがあること
- ④高齢者等の移動制約者が利用しやすいこと



## 3 地域自主運行バスを導入するための前提

地域自主運行バス等は、次の事項を前提に、運行に向けた導入検討の取り組みを進めていくことになります。

### ① 地域住民による協議会（地域組織）の設立

協議会（地域組織）とは、地域コミュニティ組織の構成員、地域の公共交通の実情や地域の活性化に関する活動に精通する人などの5人以上で構成されていることが要件となります。

### ② 「運行ルートの考え方」に基づくルートの設定

#### 【運行ルートの考え方】

- 地域の移動ニーズと合っていること。
- 運行経路は、公共交通不便地域と、最寄りの鉄道駅・主要バス停とを結節すること。
- 可能な限り、商業施設や医療機関、公共施設などを経由すること。
- 既存バス路線との競合を避けること。

### ③ 「運行基準」に基づく運行計画の作成

#### 【運行基準】

運行形態	定時定路線型（路線を定めて定時に運行）を基本とする。
運賃	有償運送
車両	運行事業者が所有する車両の使用を基本とする。 原則として、ジャンボタクシー等の11人未満の車両を使用する。ただし、道路環境や需要に合わせて選択する必要がある。

この基準に基づき、運行計画の作成を進めます。

## 4 地域自主運行バスの導入検討から運行までの流れ

地域自主運行バス等の導入検討から運行・継続までの流れは、次の7つのステップ・手順により進めています。

### 【ステップ1】導入検討の開始

公共交通不便地域に該当するのかを確認した上で、協議会（最低5人以上、地域コミュニティ組織の構成員、地域の公共交通の実情や地域の活性化に関する活動に精通する人など）を設立します。

地域の移動ニーズを確認し、既存の交通サービスの内容を評価します。

### 【ステップ2】運行計画の作成と需要調査

運行ルート、便数、ダイヤ、バス停位置、運賃、地域負担、採算性を含めた運行計画案を作成します。作成した運行計画案をもとに、需要予測のためのアンケート調査を実施します。

### 【ステップ3】地域の合意形成

運行計画案に対する地域住民（地域コミュニティ組織・運行ルート周辺の町内会など）の合意形成を図ります。

### 【ステップ4】地域公共交通会議での合意・承認

運行計画を地域公共交通会議に提案し、合意・承認を得ます。

### 【ステップ5】試験運行に向けた準備及び開始

運行を委託する事業者を選定し、試験運行の資金を調達します。試験運行を実施する時期を決定し、車両の確保や、バス停の設置、時刻表、広報用チラシ・ポスターの作成・配布など、試験運行に向けた準備を行います。

運行計画に沿って試験運行を実施します。試験運行期間中は、利用者数の確認のほか、アンケート調査を行い、利用者の反応を把握します。試験運行の実績やアンケート調査結果を分析・評価し、事業として継続的に行えるよう運行計画の見直しを行います。

判断基準により本格運行に移行するかどうかを判断・決定します。

### 【ステップ6】本格運行の開始

運行事業者は国土交通省に運行許可の申請などの必要な手続きを行います。協議会は、本格運行の開始の周知やバス停・時刻表を設置し（試験運行と同じ）、補助金の受け入れ準備を行います。

運行計画に基づき本格運行を行います。

### 【ステップ7】運行の継続

運行継続の可否を採算性（収支率）により判断します。本格運行後は、利用促進の取り組みを進めるとともに、利用者アンケート調査を実施するなどにより、継続的に運行内容の評価・検証及び見直しを行います。

## 5 運行までの手順【7つのステップ】～考え方と注意点～

ここから、「4 地域自主運行バスの導入検討から運行までの流れ」で示した各ステップごとに、具体的な手順、考え方・注意点などを説明します。

### ○ 【ステップ1】導入検討の開始

#### ① 導入対象地域の確認

導入検討を開始するためには、まず、自分の地域が市の定義する公共交通不便地域※に該当しているか確認します。地域自主運行バス等の運行により、公共交通不便地域の減少に資することが前提となります。

※公共交通不便地域の定義（再掲）：鉄道駅から半径700m以遠、バス停から半径300m以遠の地域

#### ② 協議会の設立

地域自主運行バス等の導入にあたっては、地域が主体となって検討し、取り組むことが前提となります。そのため、市のサポートを受けて、運行計画の検討から需要調査の実施、運行開始までの取り組みを進める組織として「協議会」を設立してください。

構成員は5人以上として、代表者を1人選任してください。

#### ③ 協議会設立の届出

協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、「徳島市地域自主運行バス等導入検討協議会認定申請書」に、当該団体の規約及び構成員名簿を添えて、市に提出してください。

認定を受けた団体は、「徳島市地域自主運行バス等導入検討支援事業補助金」の申請を行うことができます。

#### ④ 地域ニーズの把握・既存交通サービスの評価

地域の日常生活における交通行動や移動に関する要望などについて、地域住民を対象に調査（アンケートなど）を実施し、地域の移動ニーズを把握します。

地域の特性（人口密度・高齢化率、道路環境など）や、既存の交通手段のサービス内容を確認し、地域の移動ニーズにあっているか等の評価を行い、既存バス路線の活用による改善策もあわせて検討します。

##### 《既存バス路線の活用例》

- ・運行ルートの一部変更、延伸
- ・停留所の移動や新設
- ・運行日や運行時間帯・運行便数の変更

##### 《検討の視点》

- ・バス事業者の所有する車両で運行が可能か
- ・地域の移動ニーズと合った活用案であるか
- ・事業性があるか

既存の交通手段の活用による対応が難しい場合、新たな地域自主運行バス等の導入を検討します。

## ○ 【ステップ2】運行計画の作成と需要調査

### ① 運行計画案の作成

ステップ1で把握した地域の移動ニーズや特性を踏まえ、どのようなバスをどのような方法で、どのような人のために運行するのかを地域内で話し合い、その要望をまとめ、運行計画案を作成します。

具体的には、運行ルート、便数、ダイヤ、バス停位置及び運賃（地域負担含む）などについて作成してください。

必要があれば、市の職員を派遣し、先進事例の紹介やアドバイスなどを行います。

#### 《運行計画案を作成する際の考え方と注意点》

##### ① 路線バス等への影響に配慮

地域自主運行バス等が、現在ある路線バスと競合し、双方が利用者を取り合い、廃止や減便になるような運行計画とならないようにします。このため、既存路線バスとの競合や、事業の効率性・採算性などの観点から、既存の公共交通（鉄道、路線バス、タクシーなど）との連携・役割分担に配慮します。

##### ② 運賃は採算性や路線バスの運賃、地域の負担額を考え設定

地域自主運行バス等の運賃は、事業採算性に配慮し、路線バスの運賃と極端に差をつけ過ぎないよう、かつ地域における負担額を考慮し、設定します。

※ 地域負担とは、運賃収入のほか、自治会費や企業等からの協賛金・寄付金などをいいます。

##### ③ 運行の必要性や運行目的・運行方針を明確に

なぜ、地域自主運行バス等が必要なのかを、地域住民の意向をもとに、地域に必要な対象者や運行目的を明確にし、その問題を解決できるように運行方針を検討します。

#### 〈運行目的・運行方針立案にあたっての視点〉

- 利用特性……………対象者（住民全体、高齢者、通勤通学者など）、需要量、利用頻度
- 運行内容……………いつ、目的（買物、通院ほか）、どこへ（具体的な利用者イメージ）
- 地域住民の関心……………地域自主運行バス等に対する地域住民の賛同は得られるか、積極的な関わりがあるか（地域住民の認知、評価、将来の利用意向、積極的な関わりなど）
- 地域コミュニティの形成……………地域内の新たな交流を生むか（人と人のつながりなど）
- まちづくり……………地域の活性化につながるか（高齢者の外出率向上など）
- ライフスタイル……………日常生活に馴染むか、良い変化をもたらすか
- 環境……………自動車からの転換が見込めるか
- システムの持続可能性……………採算性、運営方法の妥当性など持続可能なシステムか
- 安全性（物理的な制約条件）……………道路幅員、乗降場所を設置するスペースはあるか

## ② 市との協議

運行計画案に対し、市は、地域自主運行バスの「運行の4原則」に照らし、公共交通としての必要性、運行の検討を進めるべき公共性を有しているかどうかを確認します。

実現性の高い計画とするため、詳細について協議・意見交換を行います。

### 《運行計画案の内容》

- ① 検討に至った経緯及び運行目的
- ② 運行内容がわかるもの
  - ア 車両の種類及び台数
  - イ 運行ルート図・運行日・運行便数・ダイヤ・バス停位置・運賃・走行距離
  - ウ 想定乗車人数
  - エ 運営組織
  - オ 資金計画 など

## ③ 関係機関との協議

市との運行内容についての協議を行うと同時に、運行するルートを管轄する警察署に運行ルートやバス停の位置等の安全性を確認してもらう必要があります。

また、バス停の設置位置の道路管理者（国道は国、県道は県、市道は市）に、設置の許可を確認します。

運行車両や運行ルート、バス停などに関して、さまざまな基準・要件があります。これらに十分注意し、計画を考えましょう。

### 《運行計画案作成に当たっての技術基準・要件》

- 使用車両  
原則として、ジャンボタクシー等の11人未満の車両とする。
- バス停の設置要件
  - ① 交差点の直近には設置しないこと。
  - ② カーブの途中などの見通しの悪い場所には設置しないこと。
  - ③ 坂道には設置しないこと。
  - ④ 利用者の待機場所にも留意すること。
  - ⑤ 隣接する地権者から了解のあること。
- 通行できる道路
  - ① 幅員が車体よりも50cm広いこと。
  - ② 交通規制に適応していること。
  - ③ 通行に支障のある起伏等がないこと。
- 起終点の基準
  - ① 利用者の乗降が安全に行えること。
  - ② 運行車両の回転ができること。
  - ③ 時間調整ができること。
- 沿線住民の同意
  - ① 運行する沿線の住民に配慮し、町内会・自治会などに同意を得ること（同意書）。

#### ④ 利用意向（需要）調査の実施

作成した運行計画案に基づき運行した場合の需要を予測するため、地域住民等を対象にしたアンケート調査を実施してください。

アンケート調査の回収率が低い場合、地域の関心が低いと考えられ、地域との協働による運行が困難になるため、次のステップに進むためには、回収率40%以上確保することを条件とします。

##### 《利用意向（需要）調査の項目例》

- 回答者の属性…………年齢、性別、居住地、自家用車の有無
- 現在の利用交通手段……普段の利用交通手段と地域自主運行バス等に転換する可能性
- 地域自主運行バスの認知度・利用意向・運行計画案への意見
  - ・認知度……………地区内で地域自主運行バス導入の検討が行われていることを知っているか
  - ・利用意向……………利用意向の有無、利用目的、乗降場所、利用したい時間滞、利用頻度、適当な運賃額
  - ・運行計画案に対する意見（改善が必要と判断した場合の理由と改善内容）……………運行ルート、便数、ダイヤ、所要時間、バス停、運賃、安全性、車両など
- 地域自主運行バス導入による地域の変化
  - ・地域自主運行バス等導入検討協議会（仮称）への参加の有無
  - ・外出頻度増加の可能性
  - ・生活の質の向上
- その他（自由回答）
  - ・地域自主運行バス等に対する意見、要望

#### ⑤ 資金計画案の作成

作成した運行計画案に賛同し、寄付等により支援してくれる病院・店舗等を募集します。

需要予測に基づき利用料金を仮算定し、地域負担額や市補助金を試算します。

市が地域自主運行バスの「運行の4原則」に沿わないと判断した場合、  
警察署等から運行の安全性について指摘を受けた場合、  
一定以上の利用が見込めない場合には、運行計画案の再検討が必要です。

## ○ 【ステップ3】地域の合意形成

### ① 運行計画案の提示

運行計画案を地域コミュニティ組織（各地区のまちづくり協議会・コミュニティ協議会）及び運行ルート周辺の町内会・自治会に提示します。

### ② 地域の合意形成

当該地域コミュニティ組織及び運行ルート周辺の町内会・自治会から、運行計画への合意を得ます。

## ○ 【ステップ4】地域公共交通会議での合意・承認

### ① 地域公共交通会議への提案

運行計画を地域公共交通会議に提案します。

協議会の代表者は、会議への出席を求められた場合は、会議に出席し、運行計画の内容等について説明を行います。

#### 《地域公共交通会議とは...》

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現するため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金・事業計画等について、地域の関係者による合意形成を図る場として、道路運送法（平成18年10月改正）に位置づけられた会議です。

※構成員：学識経験者、公募市民、コミュニティ連絡協議会、交通事業者、行政機関（国、県、市）など

### ② 地域公共交通会議での合意・承認

地域公共交通会議で協議を行い、実施の可否について合意・承認を得ます。議決については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

合意・承認を得られれば、試験運行に向けた準備及び開始（ステップ5）へと進み、運行の開始に要する手続き期間の短縮等の緩和措置が受けられます。

なお、地域公共交通会議において合意・承認が得られない場合は、問題点を改善し、合意・承認が得られるように運行計画の再検討・変更を行い、再度、地域公共交通会議に諮ります。

## ○ 【ステップ5】試験運行に向けた準備及び開始

### ① 運行委託事業者の選定

運行を委託する事業者の選定にあたっては、協議会の作成した運行計画を示した上で、原則として、プロポーザル方式により事業者から企画提案を受け、総合的に判断し選定します。

#### 《委託契約の内容》

○運行ルート、運賃設定、運行時間帯、運行台数、運行便数、運行経費、安全運転実施計画、バス停、使用車両、受託希望金額、業務処理計画（日程）、サービスの提供方法、その他

### ② 資金調達

地域公共交通会議での合意・承認（ステップ4）を得た運行計画に基づき試験運行を実施するにあたり、持続可能な運行ができるよう、資金を調達します。

「徳島市地域自主運行バス等導入検討支援事業補助金」、地域における負担金（町内会・自治会費、スーパー・病院など企業・事業所からの協賛金・寄付金）などで試験運行に係る経費を負担します。

#### 《試験運行に係る経費の主な内容》

##### ① 運行経費

人件費、車両リース料、燃料費、保険料 など

##### ② その他の経費

時刻表、バス停（標識・表示）の作成費、広報用チラシ・ポスターなどの作成費 など

### ③ 運行に向けた準備

調達する試験運行の資金が目標額を達成したら、試験運行を実施する時期を決定し、運行に向けた準備をします。

#### 《主な準備項目》

- ① 時刻表、バス停、広報用チラシ・ポスターなどの作成・設置・配布
- ② 事業者との運行委託契約の締結
- ③ 運行車両の設定（利用者にわかりやすい表示など）
- ④ 時刻表に合わせた運行が可能かどうかのチェック（運行ルートの安全性など）
- ⑤ 運転手の業務内容の確認（乗降の補助、次のバス停の告知、その他利用者への配慮）

#### ④ 試験運行の実施

運行計画及び準備した項目に沿って、試験運行を実施します。

試験運行期間中は、利用者数の確認のほか、利用者アンケート調査を行い、実際に利用した人がどう感じたかを把握します。

運行記録や利用者アンケート（必要に応じて、運行後に地域住民を対象にアンケート）調査結果から、課題・改善点と利用者・地域住民の反応を把握・整理します。

**判断基準：**試験運行の結果、想定乗車人数の70%を上回った場合に、本格的な運行へ移行するものとする。

#### ⑤ 運行計画の評価・見直し

協議会において、試験運行の利用実績及びアンケート調査結果（利用者及び運行後の地域住民アンケートを含む）を分析し、目標数値の達成度を評価します。

目標が達成できなかった場合は、ステップ2に戻り、運行計画の見直しや収入確保策の再検討を行います。

見直し・再検討にあたっては、利用者のニーズのほか、沿線地域の住民の意見も十分考慮し、継続して運行できるようにします。

##### 《主な検討事項》

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 既存の公共交通機関への影響 | ③ 運行ルートにおける安全性・利便性 |
| ② 事業の採算性        | ④ 本格運行の妥当性・必要性     |

#### ⑥ 市との再協議

見直しを行った運行計画の内容について、再度、市と協議します。

##### 《協議に必要となる書類》

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 試験運行等の分析結果 | ④ 経費の内訳          |
| ② 事業実施計画書    | ⑤ 時刻表・運行ルート図・運賃表 |
| ③ 収支計画書      | ⑥ 協議会の構成員の名簿 など  |

## ○ 【ステップ6】本格運行の開始

### ① 運行事業者の選定

原則、試験運行時と同じ運行事業者が引き続き、運行することになります。

### ② 事業許可申請（事業者）

道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請が必要になります。

運行事業者は、国土交通省に運行許可の申請を行います（許可が下りるまで2ヶ月程度）。

### ③ 補助金の受け入れ準備

協議会は、補助金を受け入れるための口座を開設します（導入申請時と変更がなければ不要）。

運行開始時に「徳島市地域自主運行バス等支援事業補助金」の交付申請を行います。

### ④ 本格運行の開始及び運行内容の変更

本格的に運行を開始します。

運営主体は、運行状況の詳細な検証を踏まえ、運行内容を変更することができます。

ただし、変更については、徳島市及び徳島市地域公共交通会議の合意・承認が必要です。

## ○ 【ステップ7】運行の継続

### ① 運行継続の判断

運行の継続は、採算率（収支率）によって判断します。運行開始から2年連続して、採算率（収支率）25%を下回る場合は、運行の中止・休止（または路線廃止）を指示することがあります。

また、協議会の構成員数に不足が生じるなどして、運営・存続できなくなった場合も、運行の継続はできません。

運行の中止・休止または廃止をする場合は、徳島市地域公共交通会議に提案し、合意・承認を得たのち、3ヶ月以内に手続きを完了しなければなりません。

**判断基準：運行継続は、採算率（収支率）25%以上**

（採算率・収支率＝運賃等の収入÷運行に必要な経費）とする。

### ② 利用促進の取り組みと、継続的な運行内容の評価・検証・見直し

地域の皆さんの努力によって導入した地域自主運行バスが、地域に愛され、地域に必要とされる公共交通となるよう、利用促進の取り組みを進めます。

そして、将来にわたり持続可能な地域の移動手段として、継続的に運行内容の評価、検証及び見直しを行っていきます。

以上

## 徳島市地域自主運行バス等運行手引き

---

平成 29 年 7 月 31 日改定

発 行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町二丁目 5 番地

編 集 都市整備部まちづくり推進総室地域交通課

TEL 088-621-5535

FAX 088-623-1066

E-mail chiiki\_kotsu@city-tokushima.i-tokushima.jp  
chiiki\_kotsu@city.tokushima.lg.jp (行政機関専用)

---